

1. R8.6.1環境審議会における御意見と対応
2. 主な取組案
3. 指標案

1.R8.6.1環境審議会における御意見と対応

前回の環境審議会における委員からの御意見について次のとおり対応

- 大河内委員) マイクロプラスチック対策の必要性
 - プラスチックごみ削減の啓発や、九都県市における広域的な取組を検討（資料2-1 P.22 ◆ ごみを減らすライフスタイルへの転換促進、P.46 ◆ 九都県市を中心とした連携の推進）
- 戸野部委員) ワンヘルスの考え方を入れ込む必要性
 - ワンヘルスの考え方に立ち情報発信する旨を追記（資料2-1 P. 26 ◆ 野生鳥獣における感染症等への連携した対応）
- 川合委員) 他都県との連携の観点の必要性
 - 他都県との連携の観点を追記（資料2-1 P. 11 （5）多様な主体の参画）
- 小川（順）委員) 多様な主体の参画には、メリット・デメリット両方の情報が必要になるのではないか
 - メリットデメリットを明確化（資料2-1 P. 11 （5）多様な主体の参画）

1.R8.6.1環境審議会における御意見と対応

- 柳沼委員) 学校の先生への環境を学ぶ機会の付与が必要ではないか
 - 指導者向けの体験講座について追記(資料2-1 P. 47 施策の方向⑦ 環境科学の振興と未来を担う人づくり ◆ 自然体験や講座など様々な機会における環境学習の実施)
- 佐柄木委員) 環境に対する市民参加をもっと増やすため、環境問題を生活の中で意識せざるを得ないような形にする必要性
 - メリット、デメリット含め、生活への影響を明示することが重要である旨記載(資料2-1 P. 11 (5) 多様な主体の参画)
- 家田委員) 川の面積が第2位という埼玉県の特徴をポジティブに生かした施策(川における生物多様性を育む観点)の必要性
 - 水域における多様な生態系ネットワークの形成に言及(資料2-1 P. 25 施策の方向③ 生物多様性の回復の推進)
- 橋本委員) 太陽光発電による脱炭素へのシステムチェンジを進めていく必要があるのではないか
 - 太陽光を含めた再生可能エネルギーの導入促進を継続(資料2-1 P. 14 施策の方向① 気候変動対策の推進)

2.主な取組案

■ 施策の方向① 気候変動対策の推進 <資料2-1 p. 14 ~ 20 >

施策	主な取組	主な取組の内容
(1) 再生可能エネルギーの普及拡大	◆ 太陽光やバイオマスなどの再生可能エネルギーの普及拡大	本県における再生可能エネルギー活用ポテンシャルの大部分を占める太陽光をはじめ、事業系食品残さ、林地残材、下水汚泥などのバイオマス資源等、地域の実情に応じた再生可能エネルギーの有効利用を促進します。
(2) 産業・業務部門における温室効果ガス排出削減対策の推進	◆ 事業活動における省エネルギー対策など脱炭素化に向けた取組の促進	中小企業等から排出される CO ₂ を効率的に削減するため、省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の導入に対する支援や省エネルギー診断を実施します。 また、IoT 等を活用したエネルギーマネジメントの推進、企業と連携したセミナーや企業交流会等を通じた情報発信等により中小企業等の効率的なエネルギー利用を促進します。
(3) 家庭部門におけるライフスタイルの転換	◆ 住宅の省エネルギー対策の実施（拡充）	家庭用燃料電池などの住宅用省エネルギー設備の導入を支援することで住宅の省エネルギー対策を促進します。また、「低炭素建築物新築等計画の認定」、省エネ性能と快適さを体験できるZEH宿泊体験事業や県民向けイベントの開催などにより、省エネルギー住宅の普及を促進します。
(4) 運輸部門における環境配慮の推進	◆ 電動車（EV・PHV）などの普及促進	地球温暖化対策推進条例に基づき、自動車を200台以上使用する事業者に対し、使用する自動車のうち一定割合以上を低燃費車とすることを求める制度を適切に運用することにより、EV・PHVなど電動車の導入を促進します。民間事業者の資金を活用して県有施設に設置したEV、PHV用充電設備の利用を促進します。

2. 主な取組案

■ 施策の方向① 気候変動対策の推進 < 資料2-1 p. 14 ~ 20 >

施策	主な取組	主な取組の内容
(5) CO ₂ 以外の温室効果ガス対策と吸収源対策の推進	◆ CO ₂ の吸収・貯蔵機能の向上を図る森林の整備	CO ₂ を吸収し、炭素を貯蔵する機能を持続的に発揮させるため、間伐や伐採跡地の再造林、里山や平地林等の森林整備の促進により健全で活力ある森林を維持しつつ、高齢林を伐採して再造林することにより森の若返りを図ります。 また、県民や企業等による森林整備や県産木材によるCO ₂ の吸収量・貯蔵量の認証、環境への貢献度の「見える化」を行うことで、県産木材の利用を促進します。
(6) 県の率先実行と市町村支援	◆ 県有施設における脱炭素化の推進（拡充）	省エネルギー性の高い機器の導入等により、県有施設のエコオフィス化を率先して進めます。 また、県有施設の新築・改築、大規模改修に当たっては、ZEB化やBEMSの導入等を検討するとともに、施設の特性や立地状況、費用対効果等を考慮し、県有施設における脱炭素化を進めます。ペロブスカイト型をはじめとした次世代型太陽電池については、社会実装の状況を踏まえながら、導入について検討していきます。
(7) 気候変動への適応策の推進	◆ 気候変動適応センターによる適応策の情報発信（新規）	市町村気候変動適応センターと連携して打ち水や暑熱対策用品の活用等の普及啓発を実施し、県気候変動適応センターホームページからの情報発信を行います。 また、IoT暑さ指数計により県内の暑さ指数をリアルタイムで測定・公表することにより、熱中症対策に必要なリアルタイム情報を分かりやすく提供します。

2. 主な取組案

■ 施策の方向② 資源の循環利用の推進 <資料2-1 p. 21 ~ 24 >

施策	主な取組	主な取組の内容
(1) サーキュラーエコノミーの推進	◆ サーキュラーエコノミー型製品・サービスの利用促進（新規）	サーキュラーエコノミー型製品や、サーキュラーエコノミーに関する取組を実施する事業者を県が登録して公表することで、サーキュラーエコノミー型製品等が選ばれる気運の醸成を図っていきます。
	◆ サーキュラーエコノミーに対する県民の理解促進（新規）	企業に対して製品設計段階から環境負荷の低減を促すとともに、消費者に対してサーキュラーエコノミーに対する理解促進のための普及啓発を行うことで、企業や消費者の行動変容を促進します。
	◆ 廃棄物の再資源化技術の高度化（新規）	高度な再資源化の技術や施設の実用化、普及を図るとともに、経済成長や付加価値の創出も実現し、環境と経済を両立させるサーキュラーエコノミーへの移行を推進していきます。
	◆ リチウムイオン電池や太陽光パネルの再資源化の推進（新規）	今後発生量の増加が見込まれるリチウムイオン電池や太陽光パネルなどの処理困難物について、リチウムイオン電池は市町村と連携して県民に分別排出の徹底を呼びかけや広域的な回収体制の構築に向けた市町村の支援、太陽光パネルは適正処理の推進、分別回収・資源化に向けた体制の構築を進めます。
(2) リデュース・リユースの推進	◆ 食品ロス対策の促進	県下一斉フードドライブキャンペーンや彩の国エコぐるめ事業などの取組を通じて食品ロス問題について啓発し、県民・事業者による食品ロス削減の取組を促進します。
(3) 廃棄物及び廃棄物エネルギーの有効活用の推進	◆ 下水汚泥の活用、一般廃棄物処理施設の熱回収の促進、バイオマスの利用促進	下水汚泥の消化ガス発電や下水汚泥焼却炉の廃熱発電を推進し、また下水汚泥燃焼灰の肥料原料としての利用を推進します。 市町村等に対する技術的助言等により、一般廃棄物処理施設におけるエネルギーの有効利用を図ります。 研修等を通じた普及啓発や関係事業者のネットワーク構築の支援等を行い、農山村バイオマスの利活用を促進します。

2. 主な取組案

■ 施策の方向③ 生物多様性の回復 < 資料2-1 p. 25 ~ 31 >

施策	主な取組	主な取組の内容
(1) 生態系の健全性の回復	◆ 野生鳥獣の個体数管理等による生態系などへの被害の防止（拡充）	シカ食害等による生態系被害や、クマによる人的被害を防止するため、狩猟や有害鳥獣捕獲、管理捕獲等による個体数管理を実施していきます。また、個体数管理を適切に進めるため、生息状況調査や鳥獣保護管理計画の策定と見直し等を実施していきます。
	◆ 侵略的外来生物の計画的防除（拡充）	アライグマやクビアカツヤカミキリ、ナガエツルノゲイトウなどの侵略的外来生物について、全県的な情報収集体制を整備し、防除実施計画の策定などにより早期発見と駆除を推進していきます。県有施設や市町村と連携した捕獲等の推進、捕獲効率化に向けた調査や情報収集を行います。 また、クビアカツヤカミキリについては、県境をまたぐ拡散が懸念されることから、近隣都県と連携した防除の取組を推進します。
	◆ 希少野生動植物種の保護増殖・調査・普及啓発等の実施	市町村や保全団体等の実施するムサシトミヨなどの希少野生動植物の保護増殖活動を支援します。希少野生動植物の生息地等の巡視による生息状況及び生体把握調査を行います。レッドデータブックの作成、保護すべき種や保護区の指定等に係る調査・検討、環境教育、イベントや保全活動等を通じた普及啓発を行います。
	◆ 保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）等の取組の推進、支援（新規）	国が認定する「自然共生サイト」への参加を促すため、自治体、団体、企業等に対して、県内保護地域等に関する情報提供、助言等を行います。認定後も継続的な管理が図られるよう最新情報の提供と取組事例の情報共有を実施します。
(2) 生物多様性保全に係る取組を支える基盤整備	◆ 自然ふれあい施設の利用促進	自然学習センターなどの自然ふれあい施設を生物多様性の学習の場として活用し、県民、行政及び教育関係者、事業者、民間団体等に向けた普及啓発を行い、県民の自然に対する意識の向上に取り組めます。
	◆ みどりを守り創る活動の支援と促進	県民・企業・団体が参加する「彩の国みどりのサポーターズクラブ」の活動支援や技術向上のための講習会、SNS 等を通じた会員の相互交流や情報発信などを行い、みどりを守り創る活動を促進します。
	◆ 多様な主体が連携・協働したネイチャーポジティブに向けた取組の推進（新規）	企業、市町村、環境保全団体等が参加するネイチャーポジティブ推進分科会を通じた先進的なマッチング事例の創出や情報提供などにより、多様な主体の連携・協働による取組を促進していきます。

2. 主な取組案

■ 施策の方向③ 生物多様性の回復 < 資料2-1 p. 25 ~ 31 >

施策	主な取組	主な取組の内容
(3) 多面的機能を発揮する森林の保全と育成	◆ 水源かん養機能の発揮や生態系に配慮した森林の整備・保全	間伐や枝打ちなどの森林整備により下層植生を豊かにし、水源かん養機能等を発揮させるとともに、埼玉県水源地域保全条例を適切に運用し、水源林を保全します。また、針広混交林化を進め植生を豊かにし生態系にも配慮します。
	◆ 県民参加による森づくりの促進	広く森林の大切さを理解できるように、森林活動を体験する機会の充実を図るとともに、森林ボランティアの活動を希望する県民に対して、森林における安全作業を学習できる機会の充実を図ります。 また、社会貢献を目的として森づくりを希望する企業が、県内の森林において活動しやすくなるよう環境整備を行うなど、森づくり活動の継続を促進します。
(4) 里地里山や水域における多様な生態系ネットワークの形成	◆ 特別緑地保全地区など地域制緑地の指定	潤いと安らぎのある都市景観の形成など多様な機能を有する緑地を保全するため、市町村と協力し特別緑地保全地区など地域制緑地の指定を推進します。
	◆ 環境に配慮した公共事業の実施	県産木材などの自然素材を利用し、自然と調和した治山施設や森林管理道の整備を促進するとともに、農業用排水施設の改修などにおける排水路の護岸において水路底を土砂で整備するなど、農山村の環境保全や生態系に配慮した事業を行います。 また、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来所有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出します。
	◆ 農林業・農山村の持つ多面的機能の維持発揮（新規）	農業・農村が持つ多面的機能を支える共同活動、施設の軽微な補修や農村環境の保全活動、農業用排水路や農道などの施設の長寿命化のための補修・更新等の活動等に対して支援します。
(5) 人と自然が共生する都市づくり	◆ 「緑化計画届出制度」の適切な運用（拡充）	「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づき、敷地面積1,000㎡以上の敷地において建築行為を行う場合に緑化基準に基づく緑化計画を県に届け出る制度を適切に運用し、緑の創出を図ります。 また、緑化のコンセプトを明確化することや太陽光発電施設の緑化面積への算入を廃止することで、緑化計画届出制度がより一層ネイチャーポジティブの実現につながる緑化となるよう取り組みます。

2. 主な取組案

■ 施策の方向④ 持続可能なまちづくり <資料2-1 p. 32 ~ 34 >

施策	主な取組	主な取組の内容
(1) 環境と共生する持続可能なまちづくりの推進	◆ 「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」の推進による持続可能なまちづくり	超少子高齢社会の諸課題に対応するため、市町村や企業などとともに、コンパクト・スマート・レジリエントの3つの要素を兼ね備えた持続可能なまちづくりに取り組む「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」を着実に進めます。
(2) エネルギーの効率的な利用の推進	◆ コージェネレーションシステムの導入の促進	家庭用燃料電池等の導入を支援し、家庭の省エネルギー化と住宅のレジリエンス強化を図るとともに、コージェネレーションシステムを導入する事業者を支援します。
	◆ IoT 技術を活用した分散型エネルギーの効率的な利用の推進	太陽光発電と蓄電池の組み合わせやエネルギーの面的利用を推進し、地域における分散型エネルギーの効率的な利用を促進します。また、IoTを活用したエネルギーマネジメントによる省エネルギー化や、バーチャルパワープラント（VPP）技術などを活用したデマンドリスポンス（DR）等によるエネルギーコストの低減を促進します。
(3) 環境に配慮した事業活動の支援	◆ サステナブル経営に取り組む企業への支援（拡充）	高いレベルでサステナブル経営（持続可能な経営）に取り組んでいる中小企業を県が認証することや、企業に対してメールマガジンやセミナーの開催などによる情報発信を行うことで、企業の持続可能な経営を支援します。

2. 主な取組案

■ 施策の方向⑤ 恵み豊かな川との共生 <資料2-1 p. 35 ~ 38 >

施策	主な取組	主な取組の内容
(1) 公共用水域・地下水の汚染防止	◆ 水質の汚染の監視（常時監視）	水環境の保全には水質汚濁の状況などを常に把握することが重要であるため、水質汚濁防止法に基づき水質測定計画を定めて常時監視を行い、データの公表や類型指定の見直しなど水質の向上に向けた取組を推進します。
	◆ 下水道、農業集落排水などの汚水処理施設の整備や合併処理浄化槽への転換の促進	公共下水道事業を実施する市町村に技術的な支援を行うことや、農業集落排水の運営管理や更新への支援などにより、効率的な施設の整備を推進していきます。 また、合併処理浄化槽への転換工事にかかる個人負担を軽減するための補助や公共浄化槽制度の導入を促進するための市町村支援などにより、合併処理浄化槽への転換を促進します。
(2) 水循環の健全化	◆ 健全な水循環構築に向けた取組の実施	水循環基本法に基づき、健全な水循環の推進に係る施策を推進するため、水循環検討委員会等における課題の把握、情報共有及び対応を行います。 また、ダム水源地域の自治体を実施する、水源林の整備や管理、災害対策等の水源地域の保全に関する事業を支援します。
(3) 水辺空間の利活用	◆ 県民・企業と連携した水辺空間の活用	埼玉の豊かな川を育む自発的な活動が持続して行われるよう、県民・団体・企業の連携を県が支援する「SAITAMA リバーサポーターズプロジェクト」を推進します。県民には、川のイベントやボランティアへの参加を促し、川を守る気持ちや川への愛着の醸成を図ります。
	◆ 自然や生物、景観に配慮した河川整備	護岸の修繕に合わせて、生物の生息に配慮した水際の整備を行い、地域に親しまれる水辺空間づくりを推進します。整備した河川は、地域と連携して生物調査や環境学習の場として活用します。 また、多自然川づくりにより、自然環境に配慮した河川整備を進めます。

2. 主な取組案

■ 施策の方向⑥ 着実な環境保全 <資料2-1 p. 39 ~ 44 >

施策	主な取組	主な取組の内容
(1) 環境リスクの低減	◆ 建築物解体現場などにおける石綿飛散防止対策の推進	解体等工事前に建材中の石綿含有の有無を調べる事前調査の周知・指導を行います。また、石綿使用建築物の解体等工事における石綿の飛散防止対策の徹底、周辺の石綿濃度調査の実施等により石綿による環境リスクの低減を図ります。 また、災害発生時には関係部局と連携を密にして対応します。
	◆ PFAS対策の推進（新規）	河川や地下水中のPFOS・PFOAの汚染状況を監視するとともに、指針値の超過を確認した場合には、速やかに飲用摂取の防止や追跡調査等を行い、被害の発生や汚染の拡大を防止します。
(2) 安全な大気環境の確保	◆ 大気汚染の監視（常時監視）	国や他の自治体と連携を図りながら、効果的かつ効率的な監視を実施し、その結果を迅速に県民等に情報提供します。
	◆ 揮発性有機化合物（VOC）排出量の削減（新規）	光化学オキシダント等の原因物質であるVOCについて、大気汚染防止法等による規制と、事業者による自主的な削減の取組により、大気への排出量の削減を促進します。
(3) 土壌の汚染防止及び地盤環境の保全	◆ 土壌汚染対策の推進	土壌汚染対策法等に基づき土地所有者等に土壌汚染状況調査の実施や汚染土壌の適切な管理を指導します。
(4) 身近な生活環境の保全	◆ 土砂の不適正なたい積の防止	土砂のたい積、盛土又は切土（以下「盛土等」という。）による災害防止のため、「宅地造成及び特定盛土等規制法」に基づき、無許可あるいは技術的基準を満たさない盛土等を行った事業者に対し、必要な監視・指導を行います。
	◆ 金属スクラップ保管事業者への指導強化（新規）	不適切な保管による崩落、油等の流出、火災などを防止するため、廃棄物処理法の廃棄物に該当しない金属スクラップ等を保管する事業者へ立入指導等を実施します。

2. 主な取組案

■ 施策の方向⑥ 着実な環境保全 <資料2-1 p. 39 ~ 44 >

施策	主な取組	主な取組の内容
(5) 廃棄物の適正処理の推進	◆ 廃棄物の排出事業者・処理業者への指導強化及び適切な行政処分の実施	排出事業者への立入調査及び普及啓発、不適正処理事案での廃棄物処理業者等への強力な指導、告発も視野に入れた適正な行政処分により、廃棄物の適正処理を促進します。
	◆ 不法投棄の未然防止・早期発見・早期対応の徹底	不法投棄多発箇所の監視強化やドローンによる不適正保管場所の継続監視、スマートフォン向けアプリのごみ拾いSNS「ピリカ」などを活用した廃棄物不法投棄110番の運営、市町村、国、警察との連携協力体制の確保により不法投棄の未然防止・早期発見・早期対応を図ります。
(6) 廃棄物処理の継続性の強化及びレジリエンスの向上	◆ 廃棄物処理業界のイメージアップと人材育成	3S（スマイル・セイケツ・スタイル）運動によるイメージアップ、廃棄物処理の効率化・高度化等に資する新技術の活用促進に取り組めます。
	◆ リチウムイオン電池等処理困難廃棄物の適正処理の推進（新規）	ごみ処理施設における火災の原因にもなるリチウムイオン電池について、市町村と連携して県民に分別排出の徹底を呼びかけるとともに、広域回収・再資源化体制の構築を進めるなど、処理困難廃棄物の適正処理を推進します。
	◆ 災害廃棄物への対応力強化	大規模な災害に備え、市町村や関係団体等と災害廃棄物処理に関する必要な情報を共有し、研修や図上訓練を通じて相互の連携の強化を図ります。

2. 主な取組案

■ 施策の方向⑦ 環境科学の振興と未来を担う人づくり <資料2-1 p. 45 ~ 49>

施策	主な取組	主な取組の内容
(1) 環境情報の収集及び提供	◆ 試験研究の成果や環境情報の発信	環境科学国際センターにおいて、多様な環境問題に関する各種試験研究を推進するとともに、年報、ニュースレター、地理環境情報WebGISや気候変動適応センターのホームページ等を活用し、様々な研究成果や各種環境情報を発信します。
	◆ 自然史標本、生物多様性情報の収集及びデータベースの作成	環境科学国際センターにおいて、生物多様性保全推進に不可欠な野生動植物の分布情報や、侵略的外来生物の情報などを収集・蓄積しデータベース化します。また、地理環境情報WebGISや生物多様性センターのホームページ等を活用し、幅広い情報提供を推進し、県民の生物多様性保全活動を支援します。 自然の博物館においては、埼玉県自然环境とその変遷に関する情報・標本等資料の収集・整理を行い、展示や特別利用、希少種調査等に活用できるような情報発信を進めます。
(2) 環境科学の振興と国際連携	◆ 産官学民と交流及び連携した共同研究の推進	気候変動や生物多様性の損失など、多様で複雑化する環境問題の解決や、サーキュラーエコノミーを目指した取り組みを推進するため、環境科学国際センターにおいて、大学や国・自治体の研究機関、民間との情報交換・共同研究を進めます。また、地域社会と連携・協働した研究活動を進めていきます。
(3) 環境の保全と創造に取り組む県民、市民団体、企業などとの連携	◆ 地域の清掃活動の推進	ごみの散乱防止や地域の環境美化を推進するため、地域清掃活動団体の活動支援、県民、事業者及び関係団体の連携強化、啓発活動を実施します。
	◆ 環境の保全と創造に取り組む県民、市民団体、企業などへの支援	地球温暖化防止活動推進員の能力向上に資する研修の実施、食品ロスの削減に取り組む店舗への支援、「彩の国みどりのサポーターズクラブ」の活動の支援、埼玉の豊かな川との共生に取り組む「SAITAMAリバーサポーターズ」の支援、「彩の国埼玉環境大賞」の実施など、各分野で環境の保全と創造に取り組む県民、市民団体、企業などを支援します。

2. 主な取組案

■ 施策の方向⑦ 環境科学の振興と未来を担う人づくり <資料2-1 p. 45 ~ 49>

施策	主な取組	主な取組の内容
(4) 環境を守り育てる人づくり	◆ 環境科学国際センターにおける環境学習・環境保全活動の担い手の育成	環境に配慮したライフスタイルや環境科学に関する知識を身に付け、地域で環境学習活動や環境保全活動を推進できるリーダーを育成するため、「彩の国環境大学」を開講します。
	◆ 学校における環境教育の推進	地球規模の課題を自らの問題として捉え、課題解決に向けて自ら行動を起こすことができる担い手を育むため、探究的な教育活動の実践等を通じ、持続可能な開発のための教育（ESD）を推進します。 また、総合的な学習（探究）の時間等において「環境アドバイザー」による環境問題を取り上げた講座を実施するなど、児童・生徒に対して環境教育の充実を図ります。
	◆ 子供の自主的な環境活動の支援	次世代を担う子供たちの環境意識の醸成や環境保全活動の充実を図るため、「こどもエコクラブ」の活動を支援します。 また、こどもエコクラブの制度周知及び活動発表の機会として「こどもエコフェスティバル」を開催します。
	◆ ボランティアや企業と連携した環境学習の支援	県民の環境学習の機会の拡大を図るため、豊富な知識や経験があり学校や地域で環境学習を行う県民等を登録・紹介する「環境アドバイザー制度」、学校の環境学習を支援する企業を登録・紹介する「環境学習応援隊制度」を推進します。
	◆ 環境科学国際センターの展示館「彩かんかん」や公開講座による環境学習の推進	環境問題を正しく理解し、環境保全の実践に結び付けるための学習の機会を提供するため、「彩かんかん」の運営を行うことに加え、試験研究機関の科学的知見を生かした各種講座や、生態園を活用した自然体験教室を開催します。

3.指標案

施策の方向ごとに主な指標を抜粋

★がついた指標は次期5か年計画に掲載予定

施策の方向	指標	現状値	目標値
① 気候変動対策の推進	★温室効果ガスの排出量削減率（うち県民・事業者の省エネなどの取組による削減率）	19.2% (R5年度)	29.7% (R13年度)
	★家庭における1人当たりの年間エネルギー使用量	2,446kWh (R5年度)	2,266kWh (R13年度)
② 資源の循環利用の推進	★サーキュラーエコノミーに取り組む県内中小企業の割合	9.2% (R7年度)	21.0% (R13年度)
	★産業廃棄物の再資源化量	493万t (R6年度)	500万t (R13年度)
③ 生物多様性の回復の推進	★自然共生サイト認定数	15件 (R7年度)	33件 (R13年度)
	★指定管理鳥獣の推定個体数	ニホンジカ 11,690頭 イノシシ 2,253頭 (R6年度) ツキノワグマ 452頭 (R7年度)	ニホンジカ 4,407頭 イノシシ 1,114頭 (R13年度) ツキノワグマ 448頭 (R13年度)
④ 持続可能なまちづくり	★埼玉版スーパー・シティプロジェクトのKPIを達成している市町村の割合	6% (令和6年度)	80% (令和13年度)

3.指標案

施策の方向ごとに主な指標を抜粋

★がついた指標は次期5か年計画に掲載予定

施策の方向	指標	現状値	目標値
⑤ 恵み豊かな川との共生	生活排水処理人口普及率	94.3% (R6年度)	96.0% (R13年度)
	★SAITAMAリバーサポーターズ活動に参加した県民の数	65,323人 (令和7年度)	75,000人 (令和13年度)
⑥ 着実な環境保全	★揮発性有機化合物（VOC）排出量	26,214t (R6年度)	24,000t (R13年度)
	★産業廃棄物の最終処分量	15.6万t (R6年度)	14.3万t (R13年度)
⑦ 環境科学の振興と未来を担う人づくり	研究成果の発表件数	—	1,075件 (R9～R13年度の累計)
	環境学習応援隊の受講者数	2,903人 (R7年度)	3,500人 (R13年度)